

高等学校等就学支援金不受給者 } 様
保護者

鳥取県立境高等学校長
(公 印 省 略)

高等学校等就学支援金に係る収入状況確認等について

令和5年7月から令和6年6月まで(3年次生は令和6年3月まで)の授業料にかかる高等学校等就学支援金について、引き続き適正に支払いができるよう必要書類を提出していただく必要があります。

ついては、過去の高等学校等就学支援金の認定・不認定・不受給の状況にかかわらず、下記のとおり提出をお願いします。

また、高等学校等就学支援金の家計急変支援制度について、リーフレットを同封しておりますので併せてご確認ください。

記

1 提出書類 (どちらかを必ず提出して下さい)

7月からの意向	提出書類	備考
高等学校等就学支援金の認定申請をする場合	・受給資格認定申請書 (青色の用紙) ・個人番号カード(写)等貼付台紙 (水色の用紙) ※高等学校就学支援金個人番号カード(写)等貼付台紙 提出用封筒 に厳封し提出してください。	※ 前年の収入が0円等により、本年の市町村民税の申告を行っていない方は6月10日までに市町村役場で申告を行ってください。
引き続き高等学校等就学支援金の申請をしない場合	不受給申出書 (白色の用紙)	

2 提出期限及び提出先

令和5年6月9日(金)までに 担任 へ提出

3 その他

提出期限まで書類の提出がなされない場合は、高等学校等就学支援金の認定が遅れる場合がありますので御注意ください。

御不明な点等ありましたら担当まで御連絡ください。

担当 事務室 有本 電話 (0859) 44-0441